



御坊市農水産業継続支援3rd事業



事業の内容

燃油や物価高騰の影響を受けた農業者・漁業者の方に、これからの事業の取組に活用することができる「クーポン券」を交付することで、事業の継続を支援します。

クーポン券

3万円分（1,000円×10枚綴×3冊）／1事業者

注1）登録された取扱店で使用してください。（登録されていない店舗では使用できません。）

注2）事業に必要な燃油や資材等の購入など、事業に関連するものに使用してください。

注3）クーポン券の目的外の使用や譲渡、交換、売買等が判明した場合は、使用を停止することがあります。

注4）クーポン券は課税対象になりますので、次回確定・市県民税申告の際にはご注意ください。

クーポン券有効期間：令和7年7月1日から令和7年12月31日まで

交付対象者の要件

・下記の要件①②を満たす農業・漁業事業者

<要件①>

（個人の場合）

・御坊市に住民登録（令和7年4月1日時点）しており、かつ、御坊市内で事業を行っている。

（法人の場合）

・代表者が御坊市に住民登録（令和7年4月1日時点）しており、かつ、御坊市内に本店を有する。

<要件②>

（個人・法人共通）

・令和6年分の農業、漁業に関する所得の確定申告を行っている、又は令和6年分（令和7年度）市民税・県民税申告において、農業、漁業に関する所得を申告している。

注1）上記以外に、令和7年1月1日から令和7年4月1日までに新規開業・事業継承された方も対象となります。

注2）「農業・漁業」、「個人・法人」での重複申請はできません。（1事業者につき1申請）



申請の手順等

①「申請用紙の入手」

- ・御坊市HPからダウンロード、市役所で配布。
- ・5月12日以降、JA各支店・JFの窓口においても配布。

②「提出書類」

- ・交付申請書、添付書類（確定申告書等の写し等、本人確認書類の写し等）

③「申請書の提出方法」

- ・**原則、郵送で提出してください。**（郵送に係る切手代やコピー代等は申請者の負担となります。）

④「提出先」

- ・下記の問い合わせ先（農水産業継続支援クーポン券3rd事務局）へ郵送により提出してください。

申請書受付期間：令和7年5月19日から令和7年6月30日まで

注）申請書類等の審査の結果により、交付対象とならない場合があります。



（問い合わせ先）

御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券3rd事務局
〒644-8686 御坊市藺350番地2
TEL：0738（23）5510